

大田市営仁摩墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 9 号

大田市営仁摩墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市営仁摩墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 7 年大田市規則第 9 5 号）の一部を次のように改正する

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

市 営 仁 摩 墓 地 使 用 許 可 書

住 所

氏 名

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 市 営 仁 摩 墓 地 の 使 用 に つ い て 、 次 の  
と お り 許 可 す る 。

所 在 地

墓 地 の 名 称

墓 地 の 区 画

使 用 面 積

年 月 日

大 田 市 長



様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。